

県南広域振興局長告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年2月26日

県南広域振興局長 細川倫史

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370501330	社会福祉法人ひとひらの会	ひとひら指定短期入所生活介護事業所	花巻市石鳥谷町北寺林第11地割1351番地1	平成31年2月1日